

令和 7 年度 指名停止等措置一覧表

指名停止措置決定日：令和 7 年 7 月 3 日（1／1）

	所在地	指名停止等の事由（措置要件）	指名停止期間	備考
6	由布市	有限会社三栄重機建設は、大分県から請け負った「令和 6 年度交防急対第 1 9 号急傾斜地崩壊対策工事」の現場代理人について、本来、自社の社員を配置しなければならなかったにもかかわらず、これに下請業者である高野建設有限会社の社員を配置させた。 また、令和 7 年 3 月 7 日に工事完成検査を受けた際には、下請業者の社員は現場腕章をつける等対応し、さらに同人は工期中現場代理人になりすますなど、請負契約に関し不誠実な行為を行ったことが、建設業法第 2 8 条第 1 項第 2 号に該当するとして、令和 7 年 6 月 1 8 日、大分県知事から営業停止処分を受けたため。 なお、このことは、大分県公共工事請負契約約款第 1 0 条第 1 項に基づき、発注者に通知された現場代理人等通知書と相違するものである。	令和 7 年 7 月 4 日 ～ 令和 7 年 11 月 3 日	
7	豊後大野市	別表第 2 の要件 1 0 建設業法違反 別表第 1 の要件 4 契約違反 要領第 3 の 1 指名停止期間の特例	(4 箇月間)	
8	中津市	別府土木事務所が令和 7 年 6 月 6 日に行った、「令和 7 年度 別建 第 1 0 2 － 1 号 南石垣支援移転体育館外改修工事」他 1 件の要件設定型一般競争入札（総合評価方式）において、落札業者となったが、正当な理由がなく契約を辞退したため。 別表第 4 の要件 1 その他の措置基準	令和 7 年 7 月 4 日 ～ 令和 7 年 10 月 3 日	
9	大分市	大分市が発注した業務委託の指名競争入札において、元大分市議会議員から未公表の予定価格の情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、代表取締役が令和 7 年 5 月 2 3 日に公契約関係競争入札妨害容疑で大分県警に逮捕され、令和 7 年 6 月 1 3 日に大分地方検察庁に起訴されたため。 別表第 2 の 1 1 不正又は不誠実な行為	令和 7 年 7 月 4 日 ～ 令和 7 年 10 月 3 日	

令和 7 年度 指名停止等措置一覧表

指名停止措置決定日：令和 7 年 6 月 2 日（1 / 1）

		所在地	指名停止等の事由（措置要件）	指名停止期間	備考
5	44-002239 （有）出野建設	日田市	元請として施工した、日田土木事務所発注の「令和 5 年度 交防急対第 2 1 5 号 急傾斜地崩壊対策工事」において、擁壁の脱枠作業中にすりつけ部の天端付近の空石積が抜け落ち、斜面下で作業をしていた作業員の左肩へあたり負傷（非骨傷性頸髄損傷、左外傷性腱板損傷）するという不適切な安全管理措置による工事関係者事故を発生させたため。 別表第 1 の 7 工事関係者事故（県発注工事等）	令和 7 年 6 月 3 日 ～ 令和 7 年 7 月 2 日 （ 1 箇月間）	

令和 7 年度 指名停止等措置一覧表

指名停止措置決定日：令和 7 年 5 月 8 日（1 / 1）

	業者名	所在地	指名停止等の事由（措置要件）	指名停止期間	備考
1	44-013840, 50-000735 明大工業（株）	別府市	元請として施工した日田土木事務所発注の「令和 6 年度 道改国第 2 号 さく井工事」において、井戸ポンプ停止時に配管内が負圧になる現象が確認されたことで、工事完成検査が不合格となり、補修を命じられたことにより工期限内に完成物の引渡しができなかったため。 別表第 1 の 2 イ 過失による粗雑工事	令和 7 年 5 月 9 日 ～ 令和 7 年 7 月 8 日 (2 箇月間)	
2	00-001073 (株) 佐電工	佐賀県 佐賀市	佐賀県多久市が発注した庭球場照明設備改修工事において、(株) 佐電工の営業本部副本部長が、入札の秘密事項となる指名業者名を同市職員から事前に入手したとして、公契約関係競売入札妨害の疑いで、令和 7 年 2 月 1 8 日に逮捕、3 月 1 1 日に略式起訴されたため。 別表第 2 の 7 ロ 競売入札妨害又は談合	令和 7 年 5 月 9 日 ～ 令和 7 年 11 月 8 日 (6 箇月間)	
3	00-011671 I H I 運搬機械（株）	東京都 中央区	特定地下式 P S 設置工事及び特定エレベーター方式 P S 設置工事について、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたことにより、公正取引委員会から令和 7 年 3 月 2 4 日付けで違反事業者として認定されたため。 なお、同社は、当該違反行為において、課徴金減免制度の適用事業者として公正取引委員会から公表された。 別表第 2 の 5 ロ 独占禁止法違反	令和 7 年 5 月 9 日 ～ 令和 7 年 8 月 8 日 (3 箇月間)	
4	00-004305 新明和工業（株）	兵庫県 宝塚市	特定エレベーター方式 P S 設置工事について、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたことにより、公正取引委員会から令和 7 年 3 月 2 4 日付けで違反事業者として認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。 なお、同社は、当該違反行為において、課徴金減免制度の適用事業者として公正取引委員会から公表された 別表第 2 の 5 ロ 独占禁止法違反	令和 7 年 5 月 9 日 ～ 令和 7 年 8 月 8 日 (3 箇月間)	